

第44期第2回総会

尼崎市立地域総合センター運営審議会会議録

日時：令和6年6月25日（火）

午前10時から午前11時30分まで

場所：地域総合センター南武庫之荘 集会室

出席 （委員）濱田会長、寺岡副会長、熊本委員、浦田委員、橋本委員、中島委員、杉山委員、日置委員、中桐委員、大橋委員、酒井委員、西田委員（計12人）

（事務局）総合政策局長、文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、地域総合センター担当係長2人、地域総合センター担当主事（計7人）

（指定管理者）地域総合センター上ノ島所長、地域総合センター神崎所長、地域総合センター水堂所長、地域総合センター今北所長、地域総合センター南武庫之荘所長、地域総合センター塚口所長（計6人）

1 開会

- （1）開会あいさつ
- （2）会議成立等報告
- （3）出席者紹介
- （4）市代表あいさつ

2 議事

- （1）令和6年度地域総合センター施設の概要について

会長：新しい委員もいらっしゃっているので、まずこの運営審議会の説明をしたい。市内にあるそれぞれ地域性も異なり、場所にも違いがある地域総合センターについては、それぞれの個性を生かしつつ、本市の人権啓発推進に役立つような事業を行っているのであるが、さらにそれを発展させていただくために、各委員の専門や個人がよくご存じのことをご相談いただくというような趣旨で設置されている。局長のお話にもあったように、結果が数字として挙がるものではあるが、館の横並びの評価ではないということを是非とも知っておいていただきたいと思う。委員の皆さんから忌憚のない意見をいただいて、館はそれを反映してくれるので、その面での発言をどうぞ気軽にいただきたい。

それでは、早速ではあるが議事に入らせていただきたい。事務局、議題1の令和6年度地域総合センター施設の概要について、説明願いたい。

事務局：－資料をもとに説明－

会長：たくさんの館があるが、それぞれ詳しく説明があった。何かこの説明の中で質問等があれば挙手願いたい。ちなみにこのようにたくさん館があるというのは、なかなか県内でも珍しく、市の財産であると思う。

なければ次に進みたい。議題2の令和6年度指定管理評価、最終評価である。ただし、これは令和5年度末時点の内容である。事務局、説明願いたい。

(2) 令和6年度(令和5年度末時点)指定管理評価(最終評価)について

事務局：一資料をもとに説明ー

会 長：6館について、皆さん市内の方であればご存じとは思いますが、新しい委員の方は全館ご存じではない方もいらっしゃるかもしれない。委員をされているということでなるべく全館を知っていただきたいのだが、この運営審議会の開催場所は会場をどんどん移していくので、いずれ全館を見ることができる。

事務局の説明について、質問はあるか。量があまりに多いので、センターごとに検討していくということでは。

この評価表(30ページ以降)の方は、今見ていっていいのか。

事務局：結構である。

会 長：事務局の方からは各センターの一覧のような形で事業が示されたが、皆さんのお手元の資料30ページ以降をご覧ください。これは、尼崎市の指定管理者制度モニタリング評価表ということで、指定管理施設においてそれを受けている指定管理者と委託をしている尼崎市所管課とのコミュニケーションの中で、それぞれその年度の市の指定管理事業を評価するという方向性のものである。なかなか面白いと思うのだが、ちょっと見ていただくと目的は記載のとおりである。利用数などの数値目標があり、左側のページの一番下にはその指定管理費用が記載されている。右のページの特に適正性というところが評価項目で、問題があった場合は、例えばその30ページの上ノ島でいくと適正性ということで法令遵守とか、施設の経営状況、危機管理、それから当初の計画どおりにいっているかとかいったようなことが正しくできているか、あるいは何か問題を抱えていないのかということを見ており、適正が一番良い評価となっている。上ノ島は最終的に適正だったということである。最後にパートナーシップというところに実は行政からの視点と指定管理者自身からのこういう点で評価してほしい、頑張った、こういうところが特徴だというような書き方をしている。それがこのモニタリング評価というものである。今から各館について、ちょっと皆さんに目を通していただきながら、質問や助言を各館ごとをお願いしたい。それから、今日せっかく所長全員来られているので、各館の所長からも伝わりきれないものがあれば、これはこういうことだというように少し発言をいただきたいと思っている。このような進め方をするので、よろしくをお願いしたい。

早速だが、30ページの上ノ島についてお願いしたい。先ほどのグラフにもあったが、桁が一つ違うというくらい利用数が多いところである。指定管理の前からも非常に活発に活動されているが、保育所の併設などこれまで色々な苦勞があった中で今に至っている。まずは皆さん、上ノ島のことで質問だとか、何か自分が利用した際に感じたことでもいいので、発言願いたい。たくさんあるので、できれば手短かにお願いしたい。

委 員：上ノ島に限定した話ではないが、市の方からお教えいただきたい。生涯学習プラザなど市の各施設があると思うが、そことセンターの住み分けっていうのが私初めてなので、どういうふうになっているのか知りたい。自分なりに市のホームページを見たが、よくわか

らなかった。簡単で結構なので、教えていただきたい。

事務局：生涯学習プラザについては、委員ご存じのとおり、昔は地区公民館、あるいは地区会館みたいなところから始まっている。

私どもの地域総合センターについては、今ここに6名のセンターの所長が座っているが、基本的には同和対策事業を実施する中で、地域総合センター事業をやっているというところである。どちらかというと我々は、社会福祉法に基づく隣保館施設といったような形で地域住民の皆さんとしっかりと人権問題、あるいは地域の交流といったような事業をする趣旨のもと、施設として成り立ってきたような状況である。公民館、地区会館、それと隣保館というようなところで、そもそもの成り立ちというか、出発点がちょっと違っているという部分が実際のところである。このような回答でよろしいか。

委員：成り立ちは理解している。現状、並立するような形で、内容がかなり近い運営になってきているのではないかなっていうところで申し上げた。その住み分けについて、教えていただきたい。

事務局：地域総合センターの方については、指定管理グループの中でもAグループと言われている施設である。人権啓発であったりとか、地域の交流であったりとか、相談事業であったりとか、事業を中心にやっていく施設である。それに比べると生涯学習プラザの方は、どちらかというと貸館中心というような部分の中で指定管理業務としてはBグループである。事業をやるのはやるが、どちらかというと公民館とか、地区会館的な事業を実施しているというところである。地域総合センターについては、以前からも講演会であったりとか、地域の住民交流をしたりとか、そのほか文化祭だとか、あるいは色々な交流会などを実施して、老人から青少年までの様々な人たちの中でコミュニティを作っていくというような事業になっている。

会長：まず、地域総合センターは、指定管理者制度の中で相談事業も含めて直接企画運営されている。生涯学習プラザについては、貸館業務が中心である。生涯学習プラザが企画された事業は、ほとんどが生涯学習プラザを使って地域振興センターが行っている。事業は直営であるので、それと違うということではいかか。

あとまだたくさんあるので、全部見ていただいて最後のその他のところで、もう一度違いがわかりにくければ質問をしてお答えするというのでいかか。

委員：内容は、会長の説明で理解できた。しかし、生涯学習プラザの指定管理の部分に社協が入って相談業務とかやっているし、地域課が入って色々な主催事業をやっている。貸館事業その他の委託管理の部分だけではなく、プラザという地域課の社協を含めた部分との違いというか、市としてのスタンスがちょっとよくわからないなという部分があるので、またこのあとで教えていただきたい。

会長：今回の中心になるのは、各館の指定管理の評価であるので、まずそちらの方に時間を割かせていただきたいと思う。

では、30ページにある上ノ島について、質問はないか。この事業を詳しく聞きたいだとか、パートナーシップのところの言葉についてもう少し聞きたいなどないか。

－地域総合センター上ノ島について－

委員：先ほど会長からお話があったように、上ノ島の積極的な活動ということはこの運営審議会で何度も報告をいただいているところであるが、あえてお伺いできればと思う。指定管理2期目もほぼほぼ後半の部分なので、このパートナーシップのところに新たな事業の提案を行うという言葉があり、指定管理の非常にいいメリットだと思う。重要なところというのはその事業の中から行政に対し、政策提言（提案）をしてそれを事業化していくっていうまさにそこに民間の力をいただいているところだと思うので、何かこうした上ノ島の方から行政に政策提言（提案）をしていったような活動があるのかどうか、教えていただければと思う。

会長：では、所長よろしいか。

所長：指定管理事業の中で尼崎市へ政策提言（提案）したような内容と今後も含めてのことを聞かれていると思うが、上ノ島では交流事業というと子ども事業が中心で、非常にたくさん子どもたちに来ていただいている。その辺りでは色々な方からたくさん来てるねっていうようなことをよく言われており、実際2年前に新しい施設になってからこれまで以上に非常に多くの方に来ていただき、にぎわっているようなところである。その中でやはり人権問題について取り扱う施設であるので、単に人権問題講演会をやるだけではなくて人権に関して非常に親しみを持って市民の方に知ってもらいたいというようなことの取組について、もっと効果的にできるようなことがないのかっていうところで講演会をやるのが重要と考え、色々な先生に来ていただいてお話いただいている。やはり一方的に指導するといった座学ではなく、受講者全体で高め合うワークショップなどの取組というのが重要ではないかというところである。そういったものを変えていきたいというように思っているが、政策提言（提案）っていうところまでなかなかいかない。そういう形になるまでは難しいのかなと思っている。

会長：上ノ島は以前から、ケースカンファレンスという特徴的な隣保館のアウトリーチを含めた事業を積極的に行っている。それから、モニタリング評価表にもあるが、地域性というかそばに園田学園があり、こちらの大学との連携による事業展開ということが挙げられる。これが上ノ島の特徴と見受けられる。ほかの方も上ノ島については、よろしいか。途中でまた気が付いたことがあれば、全館終わったあともう一度お聞きするので、次の神崎に移りたい。では、神崎について評価表をご覧いただいて事務局の説明を聞いた上での質問でもいいので、お願いしたい。

－地域総合センター神崎について－

委員：パートナーシップのところに指定管理者としての人材育成に意を尽くしてもらいたいという総括、さらには最後に指定管理者職員の潜在能力発揮のための方策を検討していくということが書かれているので、この辺りのところで何かお考えがあるのか。是非お聞かせいただければと思う。

所長：この件については、従前からずっとやってこれなかった部分であり、職員の研修などもそうである。今年度からは、そういうものに力を入れていきたいということで職員研修を重点的にやっていきたいと思っている。もう一つは、職員の資質を高めるということも含め

て現地研修、いわゆるハンセン病の研修のように愛生園に行って現地の方々とお話をさせていただく現地主義みたいな形で研修を兼ねながらやっている。今後は、隣保事業士の資格を取得できるような研修も取り入れていきたいと思っている。

会 長：ほかの方、質問はいかがか。

神崎の特徴としてまず1点は、すぐそばにある小学校と中学校、特に小田北中学校との信頼関係を深めて子どもたちが学校から家に帰らずそのままセンターを利用するというのを当初、先生の方の了解のもと実施してきた。子ども食堂も再開されたということで若い方たちがよく利用しているということと、法人事業で畑を作って活動もしていると伺っている。せっかくなので、所長からもう少しアピールしてほしい。

所 長：今、会長がおっしゃったようにできるだけ地域にある近くの小学校、中学校と連携をするということを考えて、小学校からセンターまでかなり時間がかかるので、昔は冷茶サービスをやっていた。しかし、衛生上少し問題が発生したので、それはやめて休憩地のように子どもたちがいつもセンターに来れるような格好にした。だから、今子どもたちが1日30～40人ほど来て職員も相手をするので、子どもたちの方から職員の名前を覚えて「〇〇さん、今日はどうしてるの。」というようなことを言うまでになった。

もう一つ、会長におっしゃっていただいたが、畑での活動について、それは不登校ではなく学校には来れるが教室に入れない、そういう別室学校みたいな生徒を市から借りた農園で食物の種まきから収穫までをやってもらおうというようなことをしている。これは、今年度の初めから地域との協働事業（指定事業）になったが、今まで学校に午前10時からしか来れなかった生徒が午前9時に来れるようにまでなった。それが1人、さらに2人ということである。これから特に取り組んでいきたいと思っている事業であり、中には女の子がゼリーを作って持って来て地域の方や先生、我々職員も含めて皆でいただいて和気あいあいとしたこともあった。

会 長：先ほどの事務局の説明にあったように神崎の場合は、利用数のカウントの仕方が少し違っていた。数の問題ということだが、お手洗いをを使うだけで来てても次への関係性ができたという点で意味があったと思われる。数字について、一定基準を満たす必要があるのですが、修正していただいたわけであるが、決してそれが間違いではないということである。気にしなかなかなあと思いはわからないので、大切にしていきたいと思う。

ただ、職員の入れ替わりなどがあったということで、委員の指摘もあつて職員研修が必要である。あまり会長がしゃべるのはよくないのかもしれないが、簡単に言えば例えば管理職の方は、管理側の研修が必要だと認識してもらいたいということだけは申し上げておきたい。現地に研修に行くのはとてもいいと思う。

公募委員の方は、会議の勝手がわからないかもしれないが、気が付いたら何でもおっしゃっていただいて結構である。

神崎についての質問がないようなら終了させていただいて、次の水堂に移りたい。水堂に関しては、32ページの右のページの適正性に要改善が一つあるので、この辺を所長からお話をいただいて、それから委員の皆さんに質問を伺いたいと思う。

－地域総合センター水堂について－

所 長：この要改善っていうのは、私的にはもう当たり前かなと思っている。それはなぜかという
と新しく入れる職員は、すぐに仕事ができる方を優先して採用してしまった。それにより
なかなか事務的なことができなかった。そして、高齢の方をどうしても採用してしまって、
家の中でご両親が倒れたとの理由で辞めるということが多々あった。それと私どもの館で
は、マニュアルっていうのを作っていなかった。だから、マニュアルを今作成中でもう少
ししたらできるのだが、やはりマニュアルがなければ先輩といってもなかなか教えるのが
難しい。私も教えるのだが、一から十まで伝えるのは難しくこれは大切なことなんだとわ
かったので、もう少し頑張ってみようと思う。

会 長：要改善に関しては、所長が話されたのは業務マニュアル、まだ不備があるけれどもそれを
完成させるということであった。では、この件に関してでも、ほかのことについてでもい
いので、水堂の方に質問、助言があればどうぞ。

委 員：32ページの下の方、効率性のところの支出費目、施設維持管理運営費について、ほかの
館と比べるものではないという話もあったが、水堂は突出して予算額に対して執行残が出
ている。これは色々工夫して節約したのかなという部分はあるのだろうが、ほかに同じよ
うに乖離しているところはないので、原因は何なのかっていうのを教えていただきたいな
と思う。

会 長：32ページの下にある支出の方で施設維持管理運営費が黒字で大分残ったということであ
る。予算計上されたのは、管理、修繕だと思われる。必要がなかったのかどうか少しこの
点を所長、お願いできるか。

所 長：おっしゃっていただいたようにかなり節約して、施設の老朽化のために何があるかわから
ないということがあったので備えた。私どもの館は本館と分館を持っており、しかも分館
がかなり傷んでいる。修繕の際の市との協議が50万円以上と言われているため、特に
天井はかなり傷んでおり、何かあったら困ると思い予算を置いておかなければならないと
いうことがあり、こうなった。

会 長：予算額を老朽化に合わせて多めに立てていったら、この年度は必要なかったというわけ
である。委員よろしいか。

委 員：節約して無駄をなくすことは非常に大事なことだと思うが、逆に言うとその他のところ、
もしくは事業費を含めたところに施設維持管理運営費で浮いた分が回っているのかなと
いうような数字だと思った。内容はよくわからないが、その節約した分を本館、分館の
老朽化に対応させずに済んだというような説明内容だと理解した。市側としてはこの予
算の組み方、使われ方についていかがか。

事務局：今、委員にご指摘いただいた施設維持管理運営費が多分ほかのところに回っているのではな
いかというような内容を整理させていただきたい。こちらの方については、先ほど所
長の方からも説明があったが、もともと地域総合センターの水堂については、2館体制で
事業を実施している。そういったところから、設備管理の方についても1館だけであれば
そんなにはかからないところ、2館ではかなりロスが出るようなところがあるということ
である。ここの指定管理者については、かなり無理をしているところがあり、本来であ
れば業務委託で例えば清掃をお願いしたり、草刈をお願いしたりするようなところ、職員が

一生懸命自分たちで直営の仕事としてやってくれている。そういった意味では、職員が残業したような形ででも何とか業務委託せずに行っているため、施設維持管理ではなくて人件費に回してでもやるというような特徴があるのかなというふうに感じている。決算的には確かにでこぼこはあるが、しっかり指定管理者が自分の館の管理をどこに力を置きながらやっていくのか、どこに力を振り分けてやっていけばいいのかといったようなことを自分らで考えてやっていると言える。確かに人件費の方、あるいは事業費の方にお金が回って施設維持管理運営費が浮いているというふうな見方もあるが、これは指定管理者の方で最終的には予算決算を自分たちでしっかりと計画を持ってやっているというような形と理解しているところである。

委員：承知した。私も質問したのは水堂が突出しているとか、予算をほかに利用しているとかそういう意図ではない。水堂の所長の方から一生懸命節約していると、市の説明の方でも外部委託すべきところを直営でやったと、非常に効率的な運用がなされているので、内容的には皆さんに評価されることだと私は思う。ただ、今回この質問については、委託管理全般に言えるのであるが、施設の管理、特に修繕費が持ち出しになっているというところが多々あると聞いている。それは市の他部署においてもそうである。という中で、施設の対象が古いとか、新しいとか色々あると思うのだが、もう少し市の方で精査していただき、実運用の乖離を含めて例えば業務委託すべきことを直営でやるということであれば、それは施設維持管理運営費ではなく人件費などに積むべきで、頑張っているところには予算に反映させて、実状に合わせたものを計上してほしいと思ったので、質問をさせていただいた。要望としてお願いしたい。

会長：委員から全般的な施設管理についての意見があった。

それでは、もう一度水堂に戻り質問等を受けたい。こちらは、やはり職員の入れ替わりが多いということで、それをこちらの場合は研修というよりもマニュアルの整備によって良くしていこうという方針を持たれた。ここでも申し上げると、人が定着する、人がそこで育つためには採用の時もそうであるが、管理職側は自らを省みる、学ぶということが重要になってくる。その点において、7館（トレピエ含む。）が合同で講演会を行ったり、所管課が非常に密接に話し合ったりするというのはここでは大切だと思うので、引き続きよろしくお願いしたい。

では、続いて33ページの今北について、いかがか。今北は自主事業として太鼓の事業がある。これに関してでもいいので、質問などないか。

ー地域総合センター今北についてー

委員：パートナーシップのところに割と施設に関わる部分が、市から又は指定管理者からの提案事項として出されているのかなというふうに読んだ。館の今までの話の中で人材定着とか人材育成の話があったとはいえ、指定管理としては事業を推進していくというのが絶対的な目標である。この事業という観点から今北が市とのパートナーシップにおいて、この点は特徴的に頑張ったところとして太鼓の話があった。とりわけ隣保館の事業として人権の観点から、市とのパートナーシップでこの辺は非常に取り組んだというようなことがあれ

ばお伺いしたい。

会 長：所長、よろしいか。

所 長：今の委員の質問に対して答えになるかわからないが、色々な事業を展開するに当たって市と相談し、実施しているところである。不登校の児童の関係が非常に複雑で、不登校の子どもたちが増えてきているという状況にある。そのような中で、いわゆる地域包括支援センターにも関わらせてもらっているので、センターや社協などが一緒にこういった重層的な課題を含めてどうやって解決していくのかっていうことを会議体として一緒になって進めている。今後こういった会議体の中でどういう進め方になるのかというのを協議しながら、解決に導いていこうということを考えている。我々今北は、非常に施設の老朽化が進んでいる中で色々このことについても、協議を重ねながら何とか施設を維持していかなければならないということで、お互い協力をして進めていきたいと思っている。答えになっているかわからないが、以上である。

会 長：今北は、保育所がある複合施設で施設の機能統合を控えている。双方の協議がまとまらず苦労の中ではあるが、その重層的支援というものを社協、指定管理者が一緒になって進める取組は、ほかの館も是非、是非お願いしたい。上ノ島はケースカンファレンスを行っていると思うが、ほかの館も同じようにお願いしたい。ほかはないか。
続いて今日会場となっている南武庫之荘に移りたい。こちらは、適正性に問題がなかった。それから、南武庫之荘には今日工事後に初めて入らせていただいて、本当に美しく掃除も行き届き、表示も見やすくなっている。感心した次第である。この館についていかがか。皆さん、ご質問やご意見があればお願いしたい。

ー地域総合センター南武庫之荘についてー

委 員：是非こちらには、訪問相談、アウトリーチについてももう少し詳しくお伺いしたいと思う。
やはり、冒頭からの質問で住み分けいうところも出ていたが、さらに隣保館にとっては相談事業というのは、肝中の肝というところもあるので、会長からのお話もあった重層的な相談支援の国の動きも踏まえて、訪問相談、アウトリーチを進められたことでどのような動きが見えてきたのか、あるいは見ようとしたのか。是非ほかの館でも進めていただきたいと心から思うので、もしお話を伺えればありがたい。

会 長：所長、お願いしたい。

所 長：相談事業について、令和5年度から外へ出るという訪問相談を実施した。訪問件数としては305件、面会できたのは113件、不在が192件ということで、37%が訪問による面会ができた。不在のところには、不在連絡票とか、相談事業してますよというチラシを入れてつなぐという形で行っている。実際に訪問した時に困っているとか、相談したいとかが2件、不在連絡票を見て来館されたのは1件。あとはセンターだよりでも訪問相談っていうのを記載しているので、それで連絡があったのは1件で、実際の件数というのはそう多くはないが、センターが訪問相談を受け付けるというのは、困った時にセンターに来てくださいという、そういう告知やPRが浸透したのかなという感じである。令和6年度は4月発行のセンターだよりから、2,500部作って地域内に1,800から

1, 900部を全部ポスティングした。それに訪問相談のチラシも入れて訪問相談のPRをした。また、令和5年度はそれを随時したのであるが、令和6年度は訪問月間というようにメリハリをつけた展開も必要かと思い、今そういうことも考えている。加えて言うと長寿命化工事で10月後半から3月まで、館は立ち入り禁止の状況であったが、訪問に来られる方を受け入れるという意味では、ルートを作って常に来てもらえるようにということで配慮はしていた。

会 長:少し委員からも質問があったが、生涯学習プラザとの大きな違いがあるのかという点では、相談支援やアウトリーチであったり、上ノ島のケースカンファレンスであったり、きめ細やかな相談援助体制だと思う。その点については、事業講座の実施とともに大切にされる必要がある。なかなか相談件数が増えない中で、一つの方策として館が閉まっていたということもあるが、アウトリーチで年間館外へ出て行ったということは、非常に大きなメリットだと思う。南武庫之荘は子ども食堂にすごくたくさんの方が来られていて、実は色々な形で地域の方々がセンターを頼りするところがあるが、あえて生涯学習プラザ以外にこの館がある意味ではないか。前回の小委員会の中では、研究というのがまだされていないという指摘もあったので、その点は是非とも委員を中心に委員の皆さんに助言をいただいて活動していただきたいと思います。

それでは、最後である。塚口について、こちらも適正性というところでは問題はない。特にオンラインを使うという事業を積極的にされている。振り返ると今期はコロナ禍で事業実施に皆さん苦労されたが、それが終わって利用数が増えてきたところである。いかがか。こちらは複合化か、集約化の対象施設になっているのか。

事務局:複合化の対象になっている。

ー地域総合センター塚口についてー

委 員:市側の総括のところで、「センターの設置目的に鑑み、より一層地域との関わり…」とあるが、ここも非常に地域総合センターの大切なところかと思われるので、取り組んでもらいたいということを懸案事項として出されている。この辺りで考えておられることがあれば、是非お伺いしたいと思う。

会 長:所長、お願いしたい。

所 長:地域の関わりということで、明日の朝に文化祭の第1回実行委員会が行われるので、地域の皆さんの声を反映していきたいと思っている。それから、割と塚口の方は高齢者が多い地域で、窓口で色々声を掛けてくださる方が結構多いので、その意見を反映しながら進めていきたいと思う。

会 長:特に塚口の場合は、ほかの館が地域の団体が法人になって指定管理を受けているのが多い中、株式会社ということで非常に地域とのつながりというところでは苦労があると伺っている。とはいえ、新しい風を地域総合センターの運営に吹き込んでいただくという意味での役割ではないかと思うので、ほかの館とも連携を取りながら進めていただければと思う。

以上、全部の館について見ていただいた。各所長においては、もっとアピールしたいこともあったと思うが、又は全体を通してでもこの指定管理に関しての質問などあれば発言い

ただきたい。また、自主事業について、各所長から補足することはあるか。全体を通してでも何かないか。

－全体を通しての意見－

委員：全体を通して申し上げたいことがあるので、少しお時間をいただきたい。先ほど講演会の実践であるとか、各館が講演会に積極的に取り組まれているというお話もあったが、今後の事業に関わることであり、2022年の講演会の件で拉致問題が取り上げられたことに関して運営審議会委員として意見を申し上げたい。

もちろん私は人権が専門であるので、文科省並びに尼崎市が拉致問題を人権課題として挙げていることは承知しており、拉致問題が拉致被害者並びにその遺族に対する甚大な人権侵害であることも理解しなければならない。一方で、朝鮮民主主義人民共和国をめぐる報道並びに東アジア情勢をめぐる政治外交を機にこれまでの歴史において、いわゆる「北朝鮮バッシング」が煽られ、その憎悪と攻撃が在日朝鮮人に向けられてきた事実も忘れてはならない。

人権啓発の拠点、とりわけ多様な人々が共生する地域社会に拠点を置く地域総合センターの事業として拉致問題を取り上げたことに対し、運営審議会委員の一人として責務を痛感している。

私は尼崎市民ではなく、非常に不十分、不勉強のところもあるが、2023年3月に発表された尼崎市外国人生活実態アンケート調査報告書も拝見した。

多くの外国人、とりわけ尼崎市の歴史性と地域性から多くの在日朝鮮人が暮らしている。拉致問題を取り上げるに当たり、差別煽動の具体的被害が地域に暮らす在日朝鮮人に向けられないかといった思いが馳せられたかどうか、そのような議論が企画の中で行われたかどうか。特に差別に対する恐れから通称名を名乗り、緊張と不安の中で神経をはりめぐらせながら生きている在日朝鮮人がどのような経験と思いの中で日々の生活を送っているか、各種相談、地域交流といった事業を柱に置く隣保館だからこそ、その人たちの思いを把握しているものであらうと想像するがゆえに、私自身このことを気にせずに生きてゆける日本人としての特権と立場ということを今回痛感したところである。

歴史と政治の影響を直接的間接的、有形無形に受け、生活課題を抱えるとともに、ヘイトスピーチ、バッシング、マイクロアグレッションの中で神経をとがらせるなど心理的ストレスに直面しながら生きている在日朝鮮人の実態は、各種調査研究、相談活動でも明らかにされている。

先ほど会長が言われたように住民が頼りにする地域総合センターであると考えれば、彼ら彼女らが相談に行きたい場所であってほしい。隣保館には相談に行かずにつまやの沈黙を強いられることがあってほしくない。隣保館が信頼、安心の拠点であってほしい。地域総合センター事業は、行政との共同・連携事業である。

日本の排外主義は、下からの排外主義でなく上からの、つまり国や政治が意図的に市民の差別を煽動する排外主義であることが、国連や研究者から指摘されている。今回、真正面から指摘や議論をせずに沈黙してしまった私の行為は、この排外主義への加担だったとも言える。

行政との共同・連携事業というのは、下からの地域住民の声、とりわけ声を上げることが最も困難な人々の声、その声が最も聞かれない人々、選挙権を含め政治参加の機会を持たされていない人々の声を届ける点に真髄がある。

人権を専門として選出されている運営審議会委員として、この運営審議会に外国籍住民の当事者がいない可能性を考えた時に、外国籍住民から声が上がるのを待つのではなく、日本人である私の問題として指摘し、議論する必要があった。

あまぜぶんを含む事業に、地域住民や地域団体の声が反映される仕組み、特に聞こうとしないと聞かれることのない人々の生活実態、ニーズや困難を拾い上げる仕組み、沈黙を強いられて不安や孤立の中で声を上げよう、相談しようという思いにさえ至らずに生きている人々の声に向き合う仕組みを取り入れられることを切に願う。

会長：この拉致問題については、あまぜぶんの企画の中で取り上げられたということであり、そのことについての懸念も含めての委員の発言と理解した。

事務局：令和4年度に実施したあまぜぶん事業で、テーマ「拉致という悲惨さ」、副題として「人生の夢、家族の絆、命以外のすべてを奪われた」、講師は蓮池薫さんにご講演いただいた。人権文化いきづくまちづくり計画の個別の人権問題である北朝鮮当局による拉致は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害である。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が必要であり、その関心と認識が深まるよう国や県とも連携し、啓発に取り組むことは重要であると考えている。

この問題は、国家間での政治問題であることを意識し、啓発事業を行うに当たっては、在日韓国・朝鮮籍住民など朝鮮半島にルーツを持つ人たちへの差別を生まない対応が必要と認識しており、今後とも十分な配慮を行ってまいりたいと考えている。

とりわけ、地域と共に人権についての取組を行っている地域総合センターは、より地域に寄り添い、人権問題の解決に向けて取り組む必要がある。

地域総合センターは、隣保館として必要な調査研究を通して、しっかり地域に目を向け、各種相談を通して地域の声をしっかり受け止め、あらゆる人権問題の解決に向けた努力が必要である。

今後とも、各地域総合センターの責任者とも意見協議を図り、切磋琢磨しながら地域の調査研究、各種相談、アンケートなど、きめ細やかに地域に向き合うことに努めてまいりたいと考えている。

これからもこういった貴重なご意見に真摯に向き合い、地域に愛される地域総合センターを目指してまいりたい。ご意見には感謝申し上げます。

会長：改めて言うと、あくまで今回行ったことへの評価である。良いところは、是非ともこれを進めていただきたい。ということで、足りないと思われるところは、皆さんのお知恵を拝借しながら各センターで頑張っていただきたい。それから、市と協働していただきたいという趣旨である。

委員がおっしゃられたように実は尼崎市の人権問題については、まだまだ私たちが取り上げられていない、センターも取り上げられていない問題があるので、特に在日韓国朝鮮の方々のこともそうであるし、今ニューカマーと言われている外国籍の方が本当に増えている。その方々についての配慮、足りない部分がある。

上ノ島の所長にあつては、政策提言（提案）と急に言われてびっくりされたかと思うが、きっと各センターが事業として取り組んだり、相談をアウトリーチで行う中で、困っておられる方々が鮮明に見えてきてそれを事業に取り入れたりする中で実は尼崎市で足りない施策を見出せるのではないかと思います。委員ご指摘のようにそれはセンターだけとか、行政だけとかでなく、当事者も含めて市民が一緒になって解決していく取組をしていただきたい。それを切に思うし、それができるのが地域総合センターの何よりの力ではないかと思う。

公募の委員の方、今日はどうか。書類が多くて大変だったのではないかな。せっかく縁ができたので、これからも是非近くのセンターに足を運んでいただきたい。こんな講座に行ったけどよかったとか、そういう声を市民委員としていただけると一番有り難いところであるので、よろしく願いしたい。また、ほかの委員もお忙しいところ来ていただいて感謝申し上げたい。これで大体全体を見たので、まずは指定管理制度についてや各館のやってきたことについて、何かもう少し聞いておきたいということはないか。委員の皆さんいかがか。

委員：各所長の話聞いて事業内容について、中深くまでではないが、理解することができた。私の方からこれは各館、市に対しての要望の部分である。人権であるとか、平和であるとか、その基本はすべて教育ではないかと思っている。その中で今、夫婦共働き、もう全員、国の方針の中で女性の方も含め、さらには根底にあるのは税金払え、全員働け、シニア働けというのが前提にはあると思うのだが、その中で家庭での丁寧な育児保育というのが、外注化されているのが現状だと思うのである。本来なら2歳児、1歳児の子どもが話しかけてきた時、すぐに答えてあげるべきである。すごく真綿のように吸収する子どもの時に保育所では、ほかの子どもの相手をしているからすぐに答えられず、子どもは何を聞きたいのか忘れてしまう。これは集団保育の限界であるということを言われている。そして、小学校の先生の話では、授業についていけないのではなく、先生の言葉が理解できない子どもがいるということである。私はこのことを色々なところで話しており、乳幼児からの教育って非常に大事だと思っている。その部分で子どもたちが小学生になっても、色々な意味で教育や特に体験が欠けていることを指摘したい。

各館がやっている子どもの色々な講座などは、そういう体験活動、広い意味での社会教育だと思うので、これを今後とも進めていってほしいというのが一つである。それとこれは市の方をお願いになるが、子どもの居場所とか、子ども食堂とか、これはどちらかというと支援になると思うのだが、支援と教育っていうのは両輪でなければいけないと思う。残念なことに、市全般に関して支援というところに重きがあって、子どもたちの体験活動を含めて、学習、広い意味での社会学習っていうのが手薄になっているのではないかなと思う。そういう意味でも、市の方でも両輪の両立できるような形で考えていただきたいというように思う。各館では、教育、体験活動っていうところまで頑張っていたいているようなので、さらにそれを進めていただきたいなという、以上要望である。

会長：特にセンターの運営審議会の場合であるので、今の委員の意見の中で各センターが子どもの事業、体験活動というものを事業企画の中に取り入れることへの助言ということで承った。感謝申し上げる。

ほかによろしいか。事務局から何かあるか。

(3) その他

小委員会委員の就任について

事務局：事務局の方から2点ご報告させていただきたいと思う。

第44期尼崎市立地域総合センター運営審議会小委員会について、現在学識経験者区分の会長、副会長のほか1名の委員の3人に就任いただいているが、今回委員が運営審議会委員に再任されたことに伴い、小委員会委員にも就任いただきたいと考えている。

会 長：私としても是非ともお願いしたいが、皆さんいかがか。

全員：異議なし

今後の予定

事務局：本日委員の皆様いただいた意見を反映したものを事務局の方で整理し、最終的には指定管理者の評価として市のホームページで公表を予定している。

今後の予定であるが、令和7年度向けの指定管理評価（中間評価）について、年明けに小委員会（新しく就任となった委員を含めてメンバー4人）を開催し、検討することとしている。委員の皆様には小委員会でのいただいた意見を反映した評価を来年のこの時期に総会にて、最終評価として確認していただくこととなっている。

会 長：年1回くらいしか全員が揃う機会がないが、今年度は次期の指定管理者選定がある。各センターについては、ずっと努力してこられたが、引き続き尼崎市の人権啓発の拠点として愛されるセンターであるように我々委員も各々の知見の中で助言や意見などをしていきたいと思うので、皆さんどうぞよろしくお願いしたい。本日集まっていた皆さんには感謝申し上げたい。

3 閉会

以 上